



敦賀労基署ニュース発刊によせて

敦賀労働基準監督署 署長 野崎清隆

敦賀労働基準監督署は、誰も働きやすい職場づくりのため、労働時間の短縮などの労働条件の履行確保、仕事での負傷や疾病などの労働災害の防止、被災された方に対する迅速かつ適正な労災保険の給付を柱として、日々業務を行っています。その中でも、皆様にご提供いただける情報を取りまとめ、「労基署ニュース」として今年度、定期的に発行することになりました。役立つ情報など有益な内容を多くお伝えいたしますのでご一読いただき、ご活用いただければ幸いです。

1 13次防の取りまとめが終わりました。

第13次労働災害防止計画（13次防）は、平成30年から令和4年まで進められた労働災害防止計画です。令和4年が最終年でしたが、昨年の災害統計が確定しましたので、当署管内の結果をお知らせします。

1 全産業

死傷者数・・・目標133件 結果419件
 （※新型コロナ除き）136件

死亡者数・・・目標4件 結果11件

2 建設業

死傷者数・・・目標33件 結果49件
 （※新型コロナ除き）22件

死亡者数・・・目標3件 結果4件

3 製造業

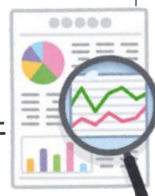
死傷者数・・・目標25件 結果21件

4 道路貨物運送業

死傷者数・・・目標9件 結果22件
 （※新型コロナ除き）21件

5 第3次産業（飲食店、小売業、 社会福祉施設）

死傷者数・・・目標26件 結果129件
 （※新型コロナ除き）31件



詳細はこちらに→



監督署コメント

全業種を含め、新型コロナウイルスによる災害件数を除外しても、多くの業種で13次防の目標を達成できない結果となりました。特に、事故の型別では、転倒災害が最も多く、次いで墜落・転落災害が多く発生しています。約6割の災害が50代以上の労働者で発生しており、転倒災害については、同年代で8割を占めています。引き続き、エイジフレンドリーな職場づくりに努めましょう。墜落・転落災害については、建設業、運送業、製造業で多く発生しています。2mを超える高所作業場所には作業床端に手すりを設ける等の安衛法上必要な墜落防止措置を確実にし、各作業場のはしご、階段、トラックのステップ等は落ち着いて昇降をするようお気をつけください。



2 14次防が始まります。



詳細はこちらに→



令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を期間として、14次防がスタートしました。

事業者、労働者等の関係者、労働局、労働基準監督署が取り組む計画として位置づけています。安全衛生確保に取り組むことで人材確保や育成の観点からプラスになることから、安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることで「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」を目指すものです。

重点実施事項の取組の成果を“アウトプット指標”とし、取り組むことで、災害発生件数に期待される成果を“アウトカム指標”としています。これらの指標を達成することで、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下とし、死傷災害を2022年と比較して2027年の死傷者数を減少させることを期待するものです。

全ての重点事項ではありませんが、アウトプット指標とアウトカム指標が定めた項目については、次のようなものになります。

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） 介護・看護作業において、プーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

アウトプット指標	アウトカム指標
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 陸上貨物運送事業の死者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。 林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
(オ) 労働者の健康確保対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2018年から2022年までの5年間と比較して、5%以上減少させる。 <p>（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</p>
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> （労働安全衛生）法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の性状に関連する強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、5%以上減少させる。 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率[※]を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 <small>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものを指す。</small>

3 年間安全衛生計画の作成はお済みでしょうか。

①現場の実態をよく把握し、現場の意見を取り入れ、実態に合った計画を作成すること、②重点的なものを取り上げること、③計画で取り上げた各実践項目について、具体的に5W1Hについて実行計画を明確にすること、④前年度の計画における実施状況を評価し、これを当年度に反映させること等を意識することが望ましいです。作成了らしたら、ぜひ、当署あて、5月19日までに提出くださいますようお願い致します。



4 法改正が行われました。



様式はこちらに→

1 2023年4月1日から、危険有害な作業（安衛法22条で定められる有機則等11の省令）を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等及び同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して、一定の措置を行うことが義務付けられています。

一定の措置とは・・・労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、一人親方等に対しても保護具を使用する必要がある旨周知する、等々

詳しくはこちらに→



2 2023年10月1日から、工事開始前の石綿の有無の調査を行う者は、次の要件を満たす必要があります。

- 事前調査を実施することができる者
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定）
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- 分析調査を実施することができる者
 - ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
 - ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
 - ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡分析研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
 - ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
 - ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

5 2023年4月1日から、月60時間超の時間外労働に対する、割増率が引き上げられています。

(2023年3月31日まで) 月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%	➔	(2023年4月1日から) 月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% <small>※中小企業の割増賃金率を引き上げ</small>
--	---	---

※ 2023年4月1日以降に労働させた時間が、本改正の割増率引き上げの対象となります。

※ 就業規則の改定例はこちらです。

（割増賃金）
 第○条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働 60時間以下・・・25%
- ② 時間外労働 60時間超・・・50%
(以下、略)

転入者挨拶

- ◆監督課長 木下紘佑
- ◆安全衛生課長 菊池和広

福井労働基準監督署から転入しました。働き方改革の実現に向け、管内の皆様へ寄り添った相談・支援を推進しつつ、長時間労働の抑制、労働条件の確保・改善のため取り組んでまいります。岩手局大船渡署から転入しました。管内の皆様とエイジフレンドリーな職場づくりを推進させていただきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

